

# 信長の参内と政権構想

藤井 讓 治

## はじめに

これまでの織田政権期の天皇と信長との関係は、戦前には信長の「勤王」を基準に信長の政権形成を論じてきた。戦後、しばらく天皇を組み込んだ研究はみられないが、一九六〇年代に入ると信長と天皇との関係や位置づけについての研究が始まり、一九七〇年前後から国家論の視角から信長と天皇との関係、なかでも公武対立・対抗に注目した研究が積み重ねられ、ついで信長による皇位篡奪を論じるものが現れ、さらに二〇〇〇年を前後し王権論の立場から両者の融和を前提とした公武結合王権論が出されるなど、研究は百家争鳴の状況を呈している。こうした研究それぞれが主張するところは異なるが、共通するところは、この問題を天皇と信長とのせめぎ合い、具体的には、戦勝祈禱、信長の任官、

三職推任、安土への行幸計画、信長の神格化などを取り上げることによって、政権の中に天皇を位置づけようとしてきた点である。<sup>①</sup>

こうした研究動向に対し、本ノートは、信長の参内を主要な素材とし、さらにそれに類する事柄を取り上げることにより、天皇との距離を置こうとする信長の動きを捉え、その政権構想の一面を描き出そうとするものである。なお、本稿でいうところの「参内」は、参内者が天皇に対面し、そこで三献の儀が執り行われる正式の参内を指し、単なる禁裏への参向を対象としたものではない。

ところで、室町將軍はもとより天下人となった信長・秀吉・家康たちは、いずれも禁裏に参内しているものとごく普通には思われ、私自身もそう思っていた。ところが、どうもそうではないようだ。まず、その点から確認することにしよう。

① 主なものとして、田中義成『織田時代史』（明治書院、一九二四年）、朝尾直弘『將軍権力』の創出（『歴史評論』二四一・二六六・二九三、一九七〇～七四年、後に『將軍権力の創出』岩波書店、一九九四年に再録）、今谷明『信長と天皇』（講談社、一九九二年）、『天皇と天下』（新人物往来社、一九九三年）、『武家と天皇』（岩波新書、一九九三年）、立花京子『信長権力と朝廷』（第二版、岩田書院、二〇〇二年）、橋本政宣『近世公家社会の研究』（吉川弘文館、二〇〇二年）、池享『戦国・織豊期の武家と天皇』（校倉書房、二〇〇三年）、堀新『織豊期王権論』（校倉書房、二〇一二年）などがあげられる。なお、戦前戦後を通した信長と天皇にかかわる研究史は、堀新氏の著書の序論を参照されたい。

② 三献は、三度の盃の意もあるが、ここで取り上げる三献は、中世以降に祝儀の正式の作法とされたものをいい、陪膳や手長などの役者を伴い吸物や肴を添えて三度にわたって酒を勧めることで、禁裏では室町中期以降、室町將軍が年頭等に参内した折に催されたほか、踐祚など重要儀礼の折などにもなされた禁裏での対面儀礼として最も重要なものであった。この他、公家や武家でも特別な祝儀の際に執り行われている。

## 一 天下人の参内

表1は、足利義昭が征夷大將軍となった永祿一一年（一五六八）から大坂夏の陣で豊臣氏が滅亡した直後の慶長二〇年（一六一五）までの、四八年間に、天皇への対面と三献の儀を伴った「参内」の一覧である。

参内の回数、義昭が五年間で三回、秀吉が一五年間で二〇回、家康が一六年間で一〇回であるが、<sup>①</sup>信長の正式参内をそこに見出すことはできない。この点をどう評価し位置づけるかが、本ノートの主題である。まず、信長の参内の特質を検討するまえに、義昭・秀吉・家康の参内についてみておこう。

### 1 義昭の参内

室町幕府最後の將軍となった足利義昭は、征夷大將軍に任官した直後の永祿一一年一〇月二日に將軍任官の御礼として参内し、常御所で正親町天皇と対面、そこで三献の儀が執り行われた。<sup>②</sup>また翌一二年二月二六日にも年頭の礼に参内し、天皇と対面、前回同様、常御所で三献の儀が執り行われた。<sup>③</sup>さらに同一三年二月二日にも義昭は参内、天皇と対面、三献があった。

まず、正式の参内とはどのようなものであり、どのような特質をもっていたのかを、比較的史料のめぐまれた永祿一三年二月二日の義昭の参内を例にみておこう。この時の参内に関する最初の記事は、当時天皇に近侍していた公家山科言繼の日記『言繼卿記』永祿一三年正月二〇日の条である。

一 早日向久我入道愚庵へ罷向、武家御参内遅々、外聞実儀不可然、可被仰調、又改元之事等様體談合申候了、聽可被申

（折久）

（足利義昭）

表1 天下人の「参内」一覧

年月日	参内	理由	場所	相伴者
永禄11.10.22	義昭	將軍宣下	常御所	誠仁・二条晴良
永禄12.2.26	義昭	歳首	常御所	—
永禄13.2.2	義昭	歳首	—	—
天正13.3.10	秀吉	任内大臣	常御所	—
天正13.7.11	秀吉	関白宣下	常御所	誠仁・和仁・秀吉・菊亭
天正14.1.14	秀吉	歳首	儀仗所	—
天正14.6.22	秀吉	上杉等叙任	—	誠仁・和仁・秀吉・菊亭
天正14.11.25	秀吉	即位	—	秀吉
天正15.2.6	秀吉	—	儀仗所	六宮・秀吉・菊亭
天正15.7.29	秀吉	—	儀仗所	六宮・菊亭・秀次
天正16.1.13	秀吉	歳首	儀仗所	六宮・秀吉・義昭・菊亭
天正16.7.28	秀吉	—	儀仗所	六宮・菊亭・毛利輝元
天正17.1.14	秀吉	歳首	儀仗所	六宮・菊亭
天正18.1.1	秀吉	歳首年頭	儀仗所	秀吉・六宮・菊亭
天正18.11.3	秀吉	奥羽凱旋	儀仗所	秀吉・八条宮・菊亭・金吾・肥前宰相
天正19.1.12	秀吉	歳首	常御所	秀吉・八条宮・菊亭・宇喜多他武家6名
天正20.9.18	秀吉	—	儀仗所	撰家衆
文禄2.10.3	秀吉	—	儀仗所	秀吉・八条宮・菊亭晴季・家康他7名
文禄4.3.17	秀吉	歳首	儀仗所	若宮・秀吉・八条宮
慶長1.5.13	秀吉	—	儀仗所	—
慶長2.4.27	秀吉	—	—	—
慶長2.9.28	秀吉	歳首	—	—
慶長3.4.18	秀吉	秀頼叙任	常御所	—
慶長4.8.14	家康	—	常御所	准后・女御・家康
慶長5.4.19	家康	—	常御所	—
慶長6.5.11	家康	—	常御所	女院・宮御方・女御・家康
慶長7.5.1	家康	—	—	—
慶長8.3.25	家康	將軍宣下	常御所	宮御方
慶長9.6.22	家康	—	御所	—
慶長10.3.29	秀忠	—	儀仗所	—
慶長10.4.10	家康	—	常御所	—
慶長10.4.26	秀忠	將軍宣下	—	—
慶長16.3.23	家康	—	—	親王・家康
慶長19.12.28	家康	大坂冬の陣	—	—
慶長20.1.26	秀忠	—	常御所	—
慶長20.6.15	家康	冬の陣	—	—
慶長20.⑥.21	秀忠	冬の陣	—	—

注 ⑥は閏6月。

入之由了、

この記事から、この日、山科言繼は、幕府側の窓口である久我入道愚庵のところへ行き、「武家」すなわち將軍足利義昭の参内が遅々しており、「外聞実儀」ともにしかるべからずと、早急に参内するよう申し入れた。これに対し久我からは「改元」の件も含めやがて申入るべしとの返答があつた。ここで注意しておきたいのは、義昭の参内が禁裏側から求められている点である。

これ以降の経過を主に『言繼脚記』によつて追つていく。二二日、久我から言繼のもとに書状が来、「内々御参内、改元等之事被申入候、御存分有之」と言つてきたので、言繼は長橋局（禁裏）へ行き、そこで談合した結果を久我のもとへ出向き申し入れた。それに対して久我は「尚申堅、従是可申由」と返答した。そこにはなお煮詰まらない幕府の対応が確認できる。

二四日、言繼は長橋局、次いで権大納言三条西実澄のところへ行き、「武家御参内、又来月改元之御総用等申調之由」について雑談していると、そこへ久我から使が来たので、久我のもとへ行き、ついで禁裏へ出向き、そこで「改元等之御総用之儀申調」だったので「明日早々可被取遣之由」を長橋局に申し伝えた。ようやうく、参内等の費用調達の見途が幕府側で立つたのである。

二五日、長橋局より雑掌の笠木と御末の高橋若狭守等が、幕府

の蔵を預かる「御倉正実坊」の元へ、「御参内之御平鞆」の代を取りに久我の使者中西新三郎を添えて遣わされた。しかし、正実坊は「取乱」を理由に支払に応じずむなく帰るが、未刻に正実坊から改めて知らせがあり、再び両三人が行くと、長橋局へ土産として「五百疋」、平鞆の代として「千五百疋」が渡された。ようやく参内時の太刀代が調つたのである。

二八日、長橋局から呼び出された言繼に、「武家御参内、改元御総用之儀」について「子細」が伝えられた。日記からはそれ以上の上のことは判明しないが、「子細」の内容は、おそらく当初から問題となりこの時には実現しなかつた改元にかかわつてのものと思われる。

同じ二八日、伝奏の飛鳥井雅教から二九名の公家に対し二月二日の義昭参内に祇候するようにとの「廻文」があつた。『お湯殿の上の日記』によれば、翌一九日と二月一日には、公家衆が禁裏に招集され、義昭参内の準備がなされている。<sup>④</sup>

参内当日の二月二日、義昭は八つ時分に、細川藤賢他一二名ほどを供に参内。参内にあつて伊丹勝興が辻園の役を勤め、三〇〇ばかりの武士が上洛した。参内には、それ自体に必要な費用のほかにかうした警護の武士の動員といった負担があつた。

天皇の装束は言繼が、義昭の装束は高倉永家が勤め、義昭は長

橋局で衣冠に改め、常御所で天皇と対面、三献の場では天皇への陪膳を大納言三条西実澄、手長を頭弁甘露寺経元、義昭の陪膳を飛鳥井雅教、手長を烏丸光宣が勤めた。一献目は義昭が盃をいただし、二献目のとき庇に祇候していた公家たちにも頭弁甘露寺経元の酌で盃が与えられ、三献目は義昭の酌で、同時に義昭から平鞘の太刀が進上された。

このとき祇候した公家衆は、前権大納言従一位柳原資定・権大納言四辻季遠・権大納言万里小路惟房・権大納言山科言繼・中納言飛鳥井雅教・新中納言万里小路輔房・四辻宰相中将公遠・万里小路松寿丸・甘露寺経元朝臣・庭田重通朝臣・勸修寺晴豊朝臣・山科言経朝臣・中山親綱朝臣・飛鳥井雅教朝臣・竹内長治朝臣・烏丸光宣・広橋兼勝・東坊城盛長・正親町三条公仲・高倉永孝など、ほぼ内々・外様の衆であり、そこには摂家の姿はみえない。義昭の参内についてまとめておくと、参内を求めたのは朝廷側であること、参内の費用は幕府側の負担であり、その額は相当なものであったこと、後の秀吉等の参内と比較すると三献の場に相伴衆の姿がみえないこと、祇候の公家はその多くが内々・外様衆で摂家の姿はそこにはみえないことが特徴としてあげられる。

義昭は、この二月二日の参内を最後に参内しなくなるが、元龜三年(一五七二)九月、信長は、義昭に宛てた一七か条の異見書

の第一条で、

一 御参内の儀、(足利義輝)光源院殿御無沙汰に付いて、果して御冥加なき次第事旧候、これに依つて当御代の儀年々懈怠なき様にと御入洛の刻より申上ぐるの処、早思食忘れられ、近年御退転勿躰なく存候事、

と、義昭が参内を怠っていることを責めている。そこには、將軍たるものは年々の参内を怠つてはならないとする信長の認識が示されている。

## 2 秀吉・家康の参内

信長は、ひとまず置き、秀吉・家康<sup>⑦</sup>についてみておこう。天正一二年(一五八四)十一月二日、秀吉は従三位大納言に叙任されるが、この時には参内していない。ついで翌年三月一日、正二位内大臣に叙任された秀吉は、即日慶を奏するため参内する。<sup>⑧</sup>秀吉にとって初めての参内である。常御所で正親町天皇と対面、その場で三献の儀があり、秀吉から太刀折紙・銀一〇〇枚が進献された。

次いで、同年七月一日にも、関白宣下の礼のために参内し、天皇との対面、三献の儀があつた。<sup>⑨</sup>その後、年に二度のこともあるが、少なくとも一度、その多くは年頭の礼として参内し、天

皇との対面、三献の儀が執り行われている（表1参照）。

秀吉の参内については、義昭や家康と比較して、その回数多さ、三献の儀における相伴者の構成とその変化、若宮・六宮・八条宮などから家康を初めとする清華成した武家へ、さらに秀頼を伴つての参内時には女院や女御が加わっているなど、それぞれの段階での参内の意味や位置づけを問うことが必要であるが、ここでは、秀吉が頻繁に参内したことを確認するに止める。

秀吉死去後の家康についてみると、関ヶ原の戦い前の慶長四年八月一四日が最初の参内である。後陽成天皇と対面し、そこで三献の儀が執り行われた。天皇がこの時点で、家康の参内を受け入れた、あるいは求めたのは、天皇が家康を天下人と扱ったものと評価したい。少し説明を加えておこう。

これより少し前の同年閏三月、石田三成が加藤清正・黒田長政ら武功派の武将の攻撃を避けて、伏見そして佐和山へと退去したあと、家康が一二日に伏見向島の自邸から伏見城に入ったのを聞いた奈良興福寺の僧英俊がその日記に「十三日午刻家康伏見之本丸へ被入由候、天下殿ニ被成候、日出候<sup>⑩</sup>」と記したように、世間の家康をこの段階で「天下殿」と見なしている。こうした状況を踏まえたいえでの家康の参内受け入れであつたと思われる。

その後の家康は、表1に示したように、慶長五年から慶長一〇

年までは、將軍宣下の礼を含めて毎年参内するが、居所を伏見から駿府へと移して以降は、後水尾天皇即位の年である慶長一六年の四月一二日、大坂冬の陣後の慶長一九年二月二八日、夏の陣後の慶長二〇年六月一五日と折をみての参内に限られる。この点の評価も独自にしなければならないが、ここでは秀吉の参内の評価同様しばらく措くことにしたい。

### 3 信長と参内

義昭、秀吉、家康、三者において参内の頻度やその内容については差はあるが、三者とも確かに参内し、天皇と対面、正式の儀礼としての三献の儀がそこで執り行われている。このことを前提に信長の参内について、事実関係を確認しておく。

信長の参内については、『大日本史料』とその稿本である「大日本史編年史料稿本」等に掲げられた網文を通覧すると、五件の信長の参内に関わるものを見出すことができる<sup>⑪</sup>。さらに、網文には「参内」の文字はないもの、『お湯殿の上の日記』や『言継卿記』をはじめとする公家の日記、『信長公記』等を通覧すると、信長参内にかかわる記事を九件拾うことができる。以下それらを順にみていこう。

一度目は永祿二二年一〇月一三日、『大日本史料』の網文は

「信長、参内シ、物ヲ献ズ」とある。しかし、この日の『お湯殿の上の日記』には、

(信長) のふなかのほりて、御しゆりみまいらせ候とてまいり、

(長橋) なかはしにててんはいの御さか月たふ、なかはし御しやくに

てたふ、おとこたちみなくし(男達)こうなり、かたしけなきとて、

御たち、三千疋しん上申、御つかいあすか井中納言、なかは

しのわたくしへも御みやまいらせ候よし御申あり、

とみえるだけである。すなわち一〇月一二日に上洛した信長は、

この年のはじめから手がけていた禁裏修理の様子を見に禁裏に出向き、公家衆が祇候するなか長橋局で天盃を長橋局の酌で賜り、

その礼として太刀と三〇〇疋を進上しているだけで、この時には天皇との対面はなく三献の儀も執り行われていない。

二度目は永禄一三年三月一日。『大日本史料』の網文は二月三

〇日条に「信長、岐阜ヲ発ス、是日、京都ニ到ル、尋テ、参内シ、

馬太刀ヲ献ズ」とある。関連記事は「お湯殿の上の日記」「言繼

卿記」「晴右公記」にみられる。「お湯殿の上の日記」の三月一日

条には、

(信長) のふなか御むま、御たちしん上申、御たかの御所へも御むま

御たちしん上申、なかはしへまいる、(誠仁親王)

とあり、『言繼卿記』の同日条には、

信長禁裏へ祇候、直に参、着衣冠御作事回覧、公家三条

大納言・中山前大納言・四辻大納言・万里小路大納言・予、

勸修寺中納言・新中納言・四辻宰相中将・経元朝臣・晴豊朝

臣・言経、・為仲、・親綱、・通勝・雅英・橘以繼・

源元仲等祇候也、(上) 御太刀一腰・御馬代千疋、長橋

局へ被参、同宮筋千疋云々、一盞有之、次親王御方へ祇候、

御対面、御太刀一腰・御馬代千疋進上、御盃頂戴、次新大典

侍殿於御前見参、折紙千疋進之、又御盃参、次被退出、

とあり、「晴右公記」同日条には、

信長禁裏祇候也、於長橋御太刀御馬進上、御太刀なしちさや、

カナクニ金候也、長光也、馬代千疋、長橋へ五百疋、長橋に

て一献有之、同御方御所へ御礼被申入候、祇候、御太刀しや

とつくり、守家也、披露晴右申入候也、飛鳥井中納言雅

教卿ヨリ請取披露申也、則御対面、一献参也、同新大すけ殿

へ御礼被申、千疋、新大すけ殿見参候也、

とある。三つの記事を合わせてみると、信長はこの日、衣冠姿で

禁裏作事を回覧、公家衆が祇候するなか、長橋局まで来て、正親

町天皇に馬代一〇〇〇疋・太刀一腰、さらに土産として一〇〇〇

疋を進上、そこで「一盞」「一献」があり、ついで誠仁親王の元

に祇候し、親王と対面、太刀一腰、馬代一〇〇〇疋を進上し、

「御盃」「一献」を頂戴し、さらに新大典侍の御前に見参し、一〇〇〇疋を進上して退出している。

誠仁親王との対面<sup>⑩</sup>、一献があつたことは確認できるが、正親町天皇との対面はなく、献儀についても長橋局において「一盞」

「一献」があつただけであり、天皇との対面も三献もなかつた。

三度目は同年三月二十九日。『大日本史料』には特に記事はみられないが、『お湯殿の上の日記』同日条に、

のふなか御しゆりみまいにまいる、すきはら三そく、く、お

二、さげ十しん上申、いづれもおとこたち、女中みなくへ

御くはりにたふ、御かたの御所よりのふなかしん上のひふつ

まいる、こなたよりもさげ一まいる、

とある。この時も、信長は、禁裏修理の見廻に参向し、杉原紙三束、鶴二、鮭一〇を進上しているが、天皇との対面、三献の儀は確認できない。

四度目は同年四月一九日。『大日本史料』の同日の綱文には「義昭、信長ト共ニ皇居造営ノ工事ヲ視ル、是日、信長ニ薰香ヲ賜ヒ、誠仁親王モ亦結花枝ヲ賜フ」とある。『お湯殿の上の日記』

同日条には、

御しゆりみまいにのふなかまいる、御たき物二色までのこ

ち大納言してつかはさるゝ、一たんしうちやくなとなり、

とあり、信長が禁裏修理の見廻に参向し、正親町天皇から薰物二色を万里小路惟房を使として遣わされているが、対面・三献はみえない。

五度目は元亀四年四月四日。『大日本史料』の綱文には記事はない。『お湯殿の上の日記』同日条に、

きやうちうにはかに大やけにて、かみきやうちうのなる、

のふなか、むらみまいにまいる、この御所の御あたりはか

たく申つけてめてたし、

とある。この日は、著名な信長による上京焼き打ちの日であり、上京にあつた禁裏を信長と所司代の村井貞勝が見廻つたものの、対面、三献といった記事はみられない。

六度目は同年七月二日。『大日本史料』の綱文には「信長、禁裏ヲ巡視ス」とある。『お湯殿の上の日記』同日条の記事には「のふなかこの御所をよるまはりて見まいりて返」とあるだけで、信長が禁裏に参向したことを確認できるが、天皇との対面・三献はなかつた。

ここまで六回の信長の禁裏への参向は、義昭が將軍として在職し、信長自身が天皇と対面し三献の儀が執り行われるに足る位階官職に達していなかつたことからすれば、正式の参内がなかつたのは当然のことともいえる。



これ以降の三度の信長の禁裏参向は、室町幕府が倒壊した後のことである。まず信長の官位をみておくと、天正三年一月四日に大納言、天正四年一月二日に正三位内大臣、さらに天正五年一月二〇日に従二位右大臣となるが、天正六年四月九日、

「征伐」がまだならざることを理由に右大臣の官を辞している。

さて七度目の禁裏参向は、大納言任官直前の天正三年七月三日。

「大日本史編年史料稿本」には「御蹴鞠アリ、信長を召シテ、宴ヲ賜フ」と見える。そこに引かれた『お湯殿の上の日記』同日条には、

枝の御まりあり、のふなかけんふつ申す、（見物）二条晴良（阿目）はく御まいり、やかてその夜みやの御かたへ御れいにのふなかし（御殿）こう申す、しん上の物ともあり、

とあり、また『信長公記』同日条には、

禁中において親王様御鞠遊ばされ、式掌の儀式、御結構申し足らず、御馬廻ばかり召列れられ、御鞠過候て、信長くろ戸の御所御をき縁まで御祇候、忝くも天盃御さいの内にて御拝領、御見物は清涼殿の御庭なり、

とある。この二つの史料から、この日信長は、誠仁親王が禁裏で催した蹴鞠見物に出向いたことは確認できるが、『お湯殿の上の日記』と『信長公記』とでは少しニュアンスの違う記載がみられ

る。『信長公記』には鞠のあと禁裏の黒戸御所に祇候し官女を通じて天盃を拝領したとするも、『お湯殿の上の日記』にはそうした記載はない。また『お湯殿の上の日記』では夜、信長が誠仁親王のもとにお札に出向き、進上物のあったことを記すが、『信長公記』にはそうした記事はみられない。しかし、いずれにしても、天皇との対面、三献の儀はなかった。

八度目は天正五年閏七月一日。「大日本史編年史料稿本」には「信長、参内、皇宮ノ牆壁ヲ検ス」とある。この年は「お湯殿の上の日記」を欠くが、「中山家記」の同日条に、

黄昏程内府参禁中、被見今度所築之御築地、堂上各参会、須臾退出了、

とあり、また『兼見卿記』同日条に、

禁裏之御築地去年為信長被仰付村井、首尾為御見物御参也、然間堂上堂下悉罷出、戌刻御参也、禁裏へ越後布州端被御進上、御方御所へ同前、

とみえる。すなわちこの日、信長は黄昏に禁裏に来て、普請中の築地塀の様子をみ、しばらくして退出した。そこには堂上たちが祇候しているが、天皇との対面も三献の儀も確認できない。この時の信長の官位は正式の参内が叶うに十分な正三位内大臣である。九度目は同年一月一八日。「大日本史編年史料稿本」の網文

には「織田信長参朝、東山ニ狩ス」とある。この日も『お湯殿の上の日記』を欠くが、『兼見御記』同日条に、

(信長)  
内府御鷹山也、各着頭巾・道服、心々之仕立也、御分国之大

名其外馬廻数百人也、見物無比類云々、祇候禁中於小御所、

有御盃之義云々、其以後東山へ御鷹山也、

とあり、また『信長公記』同日条に、

霜月十八日、御鷹山獵として御参内(中略)抑、内裏日の御

門より入れられ、忝くも小御所御局の内迄、御馬廻ばかり召列

られ、其時御折を御弓の衆に下さる、忝く頂戴、御鷹、御

覧の後、達智門へ出させられ、直に東山御鷹つかはされ、

とみえる。両者の記事から、信長は京都東山での鷹野に先だつて

着飾った鷹野の出で立ちで、馬廻りを召し連れ禁裏に入り、小御

所において盃を拝領して、その後東山に出かけている。この時、

小御所で盃を拝領しているが、信長の出で立ちからも推察できる

ように、この参向は天皇に鷹野の行装を見せるためのもので、正

式の対面・三献はみられない。

そして、天正六年四月に右大臣・右大将の官を辞して以降、誠

仁親王の御所へ出向いたことがあったものの、一度も禁裏に出向

くことはなかった。<sup>⑭</sup>

以上の検討から分かるように、信長は一度も正式の参内をして

いない。では、信長は、禁裏との関係を疎遠にしていたのか、こ  
とに辞官以降はそうであるのかというと、そうでもない。信長は、  
毎年、定例ではないが、鶴・白鳥・初鮭・初鯨・真桑瓜などを天  
皇に進上し、また所司代の村井貞勝も頻繁に物を進上している。<sup>⑮</sup>  
また、表2に示したように、信長は毎年、回数や期間には差はあ  
るものの在京しており、参内の機会には十分にあつたはずである。  
しかし、信長の参内は確認できない。

禁裏に参内し天皇と対面し、三献の儀が執り行われるという場  
での天皇との関係は、天皇が主人であり、参内者はそれに相伴す  
る地位しか与えられておらず、形のうえで天皇が上位である点は  
動かし難い。<sup>⑯</sup>この点を踏まえると、信長が正式に参内しなかつた  
理由は、天皇の方ではなく、信長の方に求めるべきであろう。

正親町天皇が、將軍義昭にしきりに参内を求めたこと、また信長  
にさまざまな官への任官を繰り返し勤めるなど、天皇側から積極  
的に信長との関係を持つとうとしつづけたにも関わらず、信長は、  
それには応えず、天皇との間に距離を置き、天皇が上位にあるこ  
とを目に見える形で示す正式の参内の場を忌避したのではないだ  
ろうか。

表2 信長の在京一覽

年	在京月日
永禄11	9/25 10/14-26
12	1/10-4/21 2010/12/17
13	2/30-4/20 4/30-5/9 7/4-7 8/23-25 9/23-24
元龟2	8/13-18
3	3/12-4/16 4/26-5/14
4	3/29-4/8 7/9-17 21-26 11/10-12/16
天正2	3/17-27 4/1-5/16カ
3	3/3-4/6 21-28 6/27-7/15
4	4/29-5/5 6/6-8 11/4-23
5	1/14-25 2/8-13 3/25-27 ⑦/6-13 11/13-12/3
6	3/23-22 4/27-5/27 6/10-21 9/24-27 10/1-6 11/3-9 12/21-25
7	2/18-3/5 5/1-3 9/11-21 9/28-10/8 11/4-12/10 14-19
8	2/21-27 3/8-10 7/14-8/15 23-28
9	2/20-3/10
10	5/29-6/2

- ① この間に秀次、秀忠の参内がみられるが割愛した。
- ② 『お湯殿の上の日記』永禄二一年一〇月三日条。なお、この日記については続群書類従完成会本（一九五七―七八年）を利用した。
- ③ 『お湯殿の上の日記』永禄二二年二月二十六日条、『言繼卿記』同日条。『言繼卿記』は続群書類従完成会本（一九六六年）を使用した。
- ④ 『お湯殿の上の日記』永禄一三年正月二十九日条に「らい月二日御（参内）さんたいの御とりおきけふあり、同書同年二月一日条に「けふもみなくくめいして、あすの御さんたいの御とりおきあり」と見える。
- ⑤ この時期の朝廷運営が内々外様の公家衆によって行われていたことについては、池亨『戦国・織豊期の武家と天皇』（校倉書房、二〇〇三年）を参照されたい。

- ⑥ 『信長公記』（奥野高広・岩沢愿彦校注、角川文庫、一九六九年）元龟四年正月条。なお、『尋憲記』は、「御参内の儀」を「御内裏之儀」に作るが、ここでは「信長公記」を用いた。
- ⑦ 矢部健太郎「豊臣秀吉の参内」（『国史学』一六五、一九九八年、後に『豊臣政權の支配秩序と朝廷』吉川弘文館、二〇一一年に再録）参照。
- ⑧ 『兼見卿記』天正一三年三月一日条。
- ⑨ 『兼見卿記』天正一三年七月一日条。
- ⑩ 『多聞院日記』慶長四年閏三月一四日条。
- ⑪ 五件のうち天正七年一月一日の参内については、『史料綜覧』同日条に「信長参内又、御湯殿上日記」とあるが、『お湯殿の上の日記』同日条には「のふなこまのさか月のたいいてきてまいる」とあり、信長の参内の記事ではない。
- ⑫ 誠仁親王との対面の位置づけについては、天皇との距離を保つ必要、正親町天皇の讓位を進めるうえで親王の取り込み策などが考えられるが、いま明確なものをもたない。
- ⑬ 「御さいの内」は内侍所に仕える官女のうち（奥野高広『皇室御経濟史の研究』歎徳書房、一九四二年）。
- ⑭ このほか天正九年に禁裏東の馬場での馬揃えが関連するが、信長は禁裏内へ入ってはいない（『言繼卿記』）。
- ⑮ 神田裕理「織田信長と禁裏・公家の交流——献上行為を通して——」（『日本女子大学大学院文学研究科紀要』第二集、一九九六年、後に『戦国・織豊期の朝廷と公家社会』校倉書房、二〇一一年に再録）。
- ⑯ 本研究ノートで取り上げた事柄の概要は、すでに拙著『天皇と天下人』（講談社、二〇一一年）において述べたところである。拙著に対し、跡部信氏が書評してくれている（『史林』九五―一〇）。そのなかで

筆者の天皇と天下人との関係を評価する場合の「上位」について言及され、筆者のいう事例は、「天下人の力の強大さを証明するにすぎない」とし、さらに「国制上の最高位たる天皇の身分」を「身分の次元で」「超越できない」とする。私の分析のスタンスは、具体的権力を掌握したものが、社会の諸勢力との対抗・調整のなかでさまざまに身分制を形作っていくというものであり、氏のような「国制上の最高位たる天皇の身分」を前提とする立場はとらない。天下人は、天皇だけを見ていたのではない。武家、百姓により重点を置いていたはずであり、政権構想はそうした視点を欠落して論じるのは如何であろうか。なお、本稿は、そうした立場ゆえに、政権構想を考へるうえでの一つのベクトルとしてこの問題を取り上げている。

## 二 信長と天皇

では、信長は、自らの政権構想のなかに天皇をどのように位置づけようとしたのだろうか。以下、信長が天皇・朝廷と一線を画すかあるいはそれを超越するかの「ごとき姿勢を見せた事例をいくつか取り上げる。

まず最初は、「大うすはらい」<sup>①</sup>キリシタン禁制をめぐってである。『お湯殿の上の日記』永禄八年七月五日条に「大うすはらひたるよし、<sup>②</sup>みよし申」とあり、また『言継卿記』同日条に「今<sup>③</sup>好義継<sup>④</sup>日左京大夫禁裏女房奉書申出、大うす逐弘之云々」とあるように、この日に正親町天皇は、三好義継の申入れを受けて、女房奉書を

もって「大うすはらい」を命じた。この結果、京都でのキリスト教の布教が禁止されるが、義昭・信長の入京の翌年永禄一二年、フロイスは、信長ついで將軍義昭に謁し、四月八日に信長から京都での布教を認められ、さらに同一五日に將軍義昭からも許可の制札を獲得した。

ところが同年四月二五日、正親町天皇は綸旨を出してふたたび宣教師追放を命じた。『お湯殿の上の日記』の同日条に「は<sup>⑤</sup>てんれんけふりんしいたされて、むろまちとのへ申され候」とみえる。

この後の展開を『フロイス日本史』からみると、この伴天連追放を主導した日乗は、綸旨を実あるものとするため、信長にそれへの対応を糺した。その折、信長は「すべてを全日本の君であられる内裏に御一任する」と答えた。<sup>⑥</sup>しかし、その後、フロイスが安土に信長を訪ね、布教への尽力を求めたとき、信長は、「内裏も公方様も氣にするには及ばぬ。すべては予の権力の下にあり、予が述べることのみを行ない、汝は欲するところにいるがよい」と申し渡した。<sup>⑦</sup>この信長の言をそのままとれば、信長は天皇、將軍をも超える存在であることを宣言したことになる。この点は、宣教師の誇張ある記述の可能性もあるが、ひとまず一つの材料として確認しておこう。

二つ目は、信長による禁裏「五人の奉行」設置をめぐってである。天正三年（一五七五）六月、天台・真言両宗のあいだで絹衣着用をめぐる争論が朝廷に訴え出られる。それに対し正親町天皇は、「寛宥面之繪旨」を出した。その内容は、先に出された「繪旨」は「謀書」であり、今後は真言宗徒の絹衣着用を禁ずる「天文廿四年敍言之旨」に任せるとするものであった。そして、正親町天皇は、この「謀書」とされた「繪旨」の作成に関わった従一位柳原資定を勅勘とした。

この一件での朝廷の混乱をみた信長は、禁裏に「五人の奉行」を定める<sup>⑥</sup>。その五人とは三条西実枝・中山孝親・勸修寺晴右・庭田重保・甘露寺経元である。この「五人の奉行」の一人となった三条西実枝が東寺の僧に宛てた書状のなかで「禁裏之御儀共、如何辺之取沙汰、余以無正躰之由、信長被申候者、五人之奉行相定候、一切諸事之儀直奏候」と述べているように、信長は、朝廷での諸事の取り扱いが「余以無正体」として、信長が五人の奉行を定め、一切の事柄を五人の奉行から信長に「直奏」することになった<sup>⑦</sup>。

さらに、『兼見卿記』天正四年七月六日条に、「勸修寺・中山・甘露寺・庭田、此四人、禁中の義諸事加談合、以其上左大将殿へ可得御意之旨、自左大将殿被相定云々」とみえるように、「禁中

の義」はこの四人（この時には三条西実枝が抜ける）が談合した上で信長に上申することが求められていることから、朝廷に掛かる所務沙汰を中心とした権限を信長が掌握する体制が作り上げられた。

第三は、正親町天皇の出した繪旨の効力をめぐってである。元龜二年（一五七一）の信長の比叡山焼き討ちで焼失した日吉社の社務であった行丸が記した天正七年六月の記録に「一大乱以後断絶分已上八百八社再造之事、可被成繪旨之処、織田信長就諸事押繪旨、可有御停止之由、堅申定畢、信長以判形致下知上者、不及公家御沙汰旨申候也<sup>⑧</sup>」とあるように、正親町天皇が焼き討ちで失われた日吉「八百八社再造」の繪旨を出したにもかかわらず、信長がその繪旨を押さえ、再造の停止を申し渡した。さらに、信長が「判形」をもって下知した以上、朝廷の沙汰に及ばないとした。そこには信長が実質的に天皇の上位に立つ姿をみることができ。

第四は、天皇の大権といわれている暦についてである。天正一〇年正月、前左大臣近衛前久が安土に祇候していた折、当年（天正一〇年）に閏月があるかないかが問題となった。「濃尾之曆者」は今年は閏一二月があると主張した。そこで信長は京都から曆博士の系譜をひく賀茂在政と陰陽頭土御門久脩を安土に召して、「濃尾之曆者」と対決させたが決着が着かなかった<sup>⑨</sup>。

そこで信長は、近衛前久に京都でこの件を詮索するよう依頼した。二月三日、土御門久脩は、信長から小袖一重・袴肩衣・白銀五枚を与えられ帰京した。また同じ日に帰京した前久は、すぐさま前中納言高倉永相・中納言勸修寺晴豊・中納言中山親綱・中納言広橋兼勝を召し寄せた。そしてその場で、安土において曆について種々議論があつたこと、その件を信長が一書をもつて申し入れたことが話された。尾張の曆作りは「くわんれき」<sup>(四思)</sup>(関東で通用していた三島曆と推測されている)<sup>(四)</sup>によって曆を作るのに対し、賀茂・土御門が作る曆は宣明曆によつており、そのために閏月の設定に差がでたようであるとの内容であつた。

翌四日、高倉永相等四人が近衛前久の使いとして所司代村井貞勝のもとを訪れた。村井のところでは、医者であり曆にも通じた曲直瀬道三・玄朔父子が閏月の一件を詮索し、閏月はなしとの結論に達し、その日のうちに道三等が安土に行き、それを報告するとともに、夜中には京に戻つてきた。

五日も曆一件の詮索がなされ、高倉永相等は、近衛のもとに行き、一二月の閏月はないとする賀茂在政・土御門久脩の見解を伝えるとともに、近衛前久の使いとして村井のもとに行き、道三・在政・久脩ともに「十二月閏なし」といつていることを伝えた。

これで曆の件は、一二月に閏月なしということで決着をみたか

にみえたが、五月二十九日に上洛した信長は、翌六月一日祇候してきた勸修寺晴豊らに一二月の閏月一件を話題にし、「聞これあるべき由」を主張した。それに対し晴豊はその日記に「いわれざる事也、これ信長むりなる事候、各申す事也」と記している。この時の信長の主張がどのように扱われたのかは、翌日の信長の死によつて知ることができなくなつた。しかし、信長が二月の京都での決着を了承していなかつたことだけは確認でき、朝廷が保持した数少ない権限を奪うがごとき挑戦的な信長の行爲とも映る。

キリスト教宣教師ルイス・フロイスが信長の死後の天正一二年二月一三日付で発した書翰のなかで、天正九年二月二十五日に安土でヴァリニャーノと面会した折の信長の言葉として、<sup>(11)</sup>

私が都にいた時、幾度も信長の許で、贈物を携えて(天)皇を訪問できるよう尽力されたいと彼の恩寵を乞うた。……かかるに信長は傲慢で、はなはだ不遜であつたから、それを受諾せぬのみか、むしろ不快の色を示し、「予がいるところでは、汝らは他人の寵を得る必要がない。なぜならば予が(天)皇であり、内裏である」と私に語つた。

とある。この言をそのまま信じれば、信長は、「(天)皇」であり「内裏」であると公言していたことになる。

以上述べて来たように、「大うすはらい」において信長が宣教

師に発した言葉、「五人の奉行」の設置と信長への直奏、日吉社の社務が「信長以判形致下知上者、不及公家御沙汰旨申候也」と記したこと、暦への挑戦、さらに信長が「予が（天）皇であり、内裏である」といったとするフロイスの言をみていくと、信長自身が、天皇の上位に自らを置いた政権構想を抱いていたとみることは十分想定されよう。

- ① 村井早苗『幕藩制成立とキリシタン禁制』（文献出版、一九八七年）第一章、同『天皇とキリシタン禁制』（雄山閣出版、二〇〇〇年）を参照されたい。なお、村井氏は論旨としておられるが、女房奉書である。
- ② 松田毅一・川崎桃太訳『フロイス日本史』四（中央公論社、一九七八年）一九九頁。
- ③ 『フロイス日本史』四、二二〇頁。
- ④ 宮田俊彦『戦国時代常陸国天台・真言阿宗の絹衣争論』（『歴史地理』九一一、一九六四年）、鈴木芳道『戦国期常陸国江戸氏領絹衣相論に窺う都鄙間権威・権力・秩序構造』（『鷹陵史学』二五、一九九九年）、堀新前掲書第二部第一章を参照されたい。
- ⑤ 津野倫明『「五人之奉行衆」設置と三条西実枝の苦悶』（『戦国史研究』三八、一九九九年）、伊藤真昭『京都の寺社と豊臣政権』（法蔵館、二〇〇三年）等。
- ⑥ 三条西実枝書状『東寺百合文書』（京都府立総合資料館編、思文閣出版、二〇〇四年）、イ二五五号。
- ⑦ 堀新氏は、この一件を「記録所再興」など当時の言説から朝廷より

の政策、氏の公武結合王権論に適合するものと評価しているが（はじめに注①堀新著書、二二八頁、三三〇頁参照）、「諸事の儀」が信長に「直奏」された点が評価されていない。また、氏は信長へ直奏されるようになるのは天正四年以降とされているが、津野氏が前掲論文で明らかにされているように、三条西実枝の書状が天正三年七月末ないし八月初めのものと推定されていることからすれば（注⑤津野論文、刊本『東寺百合文書』イ二五五号の注記）、「五人の奉行」が設置された天正三年当初から「直奏」が組み込まれていたといえよう。なお拙著『天皇と天下人』一〇五頁で「直奏」の対象を「天皇」としたが、誤った解釈であり「信長」に訂正する。

- ⑧ 奥野高広『織田政権の基本路線』（『国史学』一〇〇、一九七六年、四〇頁）。
- ⑨ この暦に関する基礎的事実は、橋本政宣『近世公家社会の研究』（吉川弘文館、二〇〇二年、一六〇―一六二頁）、立花京子『信長権力と朝廷 第二版』（岩田書店、二〇〇二年、一八六―一九〇頁）によったが、その評価位置づけについては両氏とは異なる。
- ⑩ 注⑨橋本著書一六二頁参照。
- ⑪ 『フロイス日本史』五（中央公論社、一九七八年）、一一九頁の注⑤。松田毅一『日本巡察師ヴァリニャーノの生涯』（『日本巡察記』東洋文庫）参照。また、この部分の翻訳・理解については、松本和也『宣教師史料から見た日本王権論』（『歴史評論』六八〇、二〇〇六年）、同『イエズス会宣教師の権力者認識と国家認識』（『日本歴史』六五五、二〇〇二年）を参照されたい。加えて松本の叙述に従えば、松田毅一・川崎桃太の訳語「（天）皇」については、原語が「Vo」であるならば、訳語は「皇」より当時天皇を指す語として通用していた「王」とするほうがよいように思う。なお、この部分を前掲拙著『天皇と天下人』では、旧来の訳文を用いたが、本引用に改める。

## おわりに

本ノートは、信長の参内をキーワードにして、信長の政権構想において、天皇・朝廷を相対化、時には下位に置こうとするベクトルについて検討したものである。いうまでもないことだが、信長がこうした方向のみで天皇・朝廷に対峙したのではないことは

多くの事例から明らかなことであり、今後の研究を進展させるためには、両者のベクトルを、いずれか片方だけを言うのではなく、両者を合わせたものとして捉えることが課題となるはずである。

〔付記〕 本ノートは、二〇一一年一月二日の史学研究会大会での講演「信長の参内と政権構想」に若干の手を加えたものである。

（京都大学名誉教授）



repression of thought by the state.

The break down of the *senju nenbutsu kyōdan* into many factions after the death of Hōnen occurred nationwide. In terms of the *kenmitsu taisei* 顯密体制 theory, the *senju nenbutsu kyōdan* is understood to have compromised theoretically with exoteric Buddhism and become systematized. However, as can be seen in the Karoku no hōnan incident, the discord between *kenmitsu* Buddhism and the *senju nenbutsu kyōdan*, was not resolved simply by the *senju nenbutsu* side making theoretical compromises; it must be understood as having passed through many complex stages that included the circumstances and logic of groups of monks from the *kenmitsu* Buddhist side. It is thus necessary to rethink the process of *senju nenbutsu kyōdan*'s establishment in Japanese society.

## Research Note: Nobunaga's Official Palace Visit and His Conception of His Regime

by

FUJII Jōji

This research note treats Nobunaga's *sandai* 参内, official palace visits, as the chief object of study and also focus at the same time on the movements of the emperor himself; and in addition, by taking up similar events, I see Nobunaga's moves as an attempt to distance himself from the emperor and I thereby attempt to portray this as an aspect of Nobunaga's conception of his regime.

Views of the relationship between Nobunaga and the emperor during the period of Nobunaga's regime were based on the pre-war view of Nobunaga as imperial loyalist "kinnō" 勤王; then after a blank spell following the war, studies that saw either conflict, exploitation, or cooperation between the state and the warriors began to proliferate from the 1960s onward. Subsequently, from around the year 2000, the theory of a joint monarchy of the state and the warriors, which was premised on the melding of the two, arose from the perspective of the theory of Japanese kingship 王権論. However, as they focused on the struggles between the emperor and Nobunaga, whether it was a question of exploitation, confrontation, or

cooperation, the arguments continued to be made about how Nobunaga would situate the emperor within his regime.

In these notes, I first deal with the ceremony of *sankon* 三献, three rounds of toasts, that was conducted in tandem with an official visit to the palace, and examine how *tenkabito* such as Oda Nobunaga, Toyotomi Hideyoshi, and Tokugawa Ieyasu and also Ashikaga Yoshiaki dealt with the ritual, and elucidate the fact that while Yoshiaki, Hideyoshi, and Ieyasu each repeatedly made official visits to the palace, Nobunaga did not undertake a single official visit, and moreover, I confirm that the character of an official palace visit was that of an event requested by the emperor and the venue of the palace visitation was one that allowed the emperor to demonstrate his role as sovereign lord.

Carefully examining records and other sources that seem to indicate Nobunaga's "official palace visits," these were in fact visits to building sites of imperial residences, or if they involved "revering" the imperial cup, the emperor was not present, or they were visits to the imperial residence to display his falconry gear, and I thus make clear that in none of these cases was it an official visit to the palace that involved the *sankon* ceremony.

Then, although it was possible for Nobunaga to make a formal visit to the palace on the basis of his rank and position, given the fact that, unlike Yoshiaki, Hideyoshi and Ieyasu, he did not make such a visitation, I confirm that Nobunaga intentionally avoided the venue of a palace visitation that would have made clear relative superiority or inferiority with the emperor.

Moreover, to examine Nobunaga's thoughts and actions, I bring up cases that are similar to the official palace visit in which he showed his attitude of distancing himself from the emperor, such as his response to Emperor Ōgimachi's "Ōsuharai," in effect a prohibition of Christianity, the establishment of the "five officers" of the imperial residence, which was premised on a direct appeal to Nobunaga, the denial in effect of the authority of edicts proclaimed by the emperor, intervention in the calendar, which was said to be the right of the emperor, and his claim to Christian missionaries that "I am the monarch, and the palace."

Finally in terms of these thoughts and deeds of Nobunaga, they can be seen as if they were Nobunaga's stance to distinguish himself from the emperor and the court or even to transcend them; this being the case, when considering the conception of Nobunaga's regime, I have sought to question how we can locate this stance and that aspect of conciliation in the proper historical context.